

山形県自動車・同附属品製造業最低賃金が適用される産業等について

特定(産業別)最低賃金の件名	山形県自動車・同附属品製造業最低賃金
----------------	--------------------

1 「適用する使用者」の範囲

山形県の地域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者

2 「適用する労働者」の範囲

上記の「適用する使用者」に使用される労働者。
ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け、賄い又は手作業による包装の業務に主として従事する者

3 「適用する使用者」及び「適用する労働者」に関し、適用される産業は以下のとおりです。

(平成19年11月改定の日本標準産業分類による産業)

(注) ○印(ゴシック体の太字)・・・本特定(産業別)最低賃金が適用される産業

△印(ゴシック体の斜字)・・・その産業の一部について本特定(産業別)最低賃金が適用される産業

※印(明朝体)・・・山形県最低賃金(地域別最低賃金)が適用される産業(本特定(産業別)最低賃金は適用されません。)

日本標準産業分類		特定(産業別)最低賃金の適用の有無			備考 (※印・・・山形県最低賃金適用の産業)
		中分類	小分類	細分類	
E31 輸送用機械器具製造業		△			
E311 自動車・同附属品製造業			○		
	E3111 自動車製造業(二輪自動車を含む)			○	
	E3112 自動車車体・附随車製造業			○	
	E3113 自動車部分品・附属品製造業			○	
E312 鉄道車両・同部分品製造業					※
E313 船舶製造・修理業、船用機関製造業					
E314 航空機・同附属品製造業					
E315 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業					※
E319 その他の輸送用機械器具製造業					
E310 管理、補助的経済活動を行う事業所 (但し、上記のうち当該特定最低賃金の適用産業の事業所)			○		
管理、補助的経済活動を行う事業所 (但し、上記のうち当該特定最低賃金の適用産業以外の事業所)					※
L7282	純粹持株会社 (但し、管理する全子会社を通じての主要な経済活動が当該特定最低賃金の適用産業に限る。)			○	

【参考事項】

1 平成20年度の特定(産業別)最低賃金の改正決定において、「特定(産業別)最低賃金の件名」等の表示が変更となりましたが、「適用する使用者の範囲」及び「適用する労働者の範囲」については、従前と全く同じであり、変更はありません。

2 「管理、補助的経済活動を行う事業所(○○○○○)」について

従前の日本標準産業分類では、その一般原則により、主として管理事務を行う本社、支社、支所などの産業は、管理する全事業所を通じての主要な経済活動と同一としてきたところであるが、平成19年11月の日本標準産業分類の改定によって原則として、管理する全事業所を通じての主要な経済活動に基づき、その経済活動が分類されるべき産業中分類に設けられている小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」の該当項目に分類することとなりました。

3 持株会社について

(1) 持株会社[もちかぶがいしゃ] (Holding company)

- ・ 他の会社を支配する目的で、他の会社の株式を保有する会社のこと。
- ・ 持株会社には「事業持株会社」と「純粋持株会社」があります。

(2) 事業持株会社(Operating Holding company)について

- ・ 会社として事業活動を行う一方、経営権を取得した子会社に対する管理機能を持つ、いわゆる事業持株会社である事業所は、当該事業所の主たる経済活動が会社の管理業務である場合には、主として管理業務を行う本社の場合に準じて産業を決定します。
- ・ 主として管理事務を行う事業持株会社の産業は、管理する全子会社を通じての主要な経済活動に基づき、その経済活動が分類されるべき産業中分類に設けられている小分類「管理, 補助的経済活動を行う事業所」の該当項目に分類されます。

(3) 純粋持株会社(Pure Holding company) について

- ・ 経営権を取得した会社に対する管理機能(経営戦略の立案・推進, 経営の管理・指導, 経営資源の最適配分等)が中心の事業を行う、いわゆる純粋持株会社である事業所は、大分類「Lー学術研究, 専門・技術サービス業」の「純粋持株会社(7282)」に分類されます。
- ・ L7282 純粋持株会社・・・本業を持たずに、他社の事業活動を支配する事業所をいう。

4 次に掲げる賃金は、最低賃金額の計算には含まれません。

- (1)精皆勤手当 (2)通勤手当 (3)家族手当 (4)時間外・休日・深夜手当 (5)賞与など

5 日給者・月給者・歩合給者等の賃金については、1時間あたりの賃金額が、最低賃金の時間額を下回ってはいけません。

(お問い合わせ先)

厚生労働省 山形労働局

労働基準部 賃金室

(電話) 023-624-8224